

1. 「すくすく大分っ子プラン」について

すくすく大分っ子プランは、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援に係る課題や待機児童問題などの解消を図るため、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備を計画的に図るための市町村子ども・子育て支援事業計画に加えて、大分市子ども条例に基づく子どもの育成に関する支援を行うための推進計画を一体として定めた本市の子ども・子育て支援の総合的な計画である。

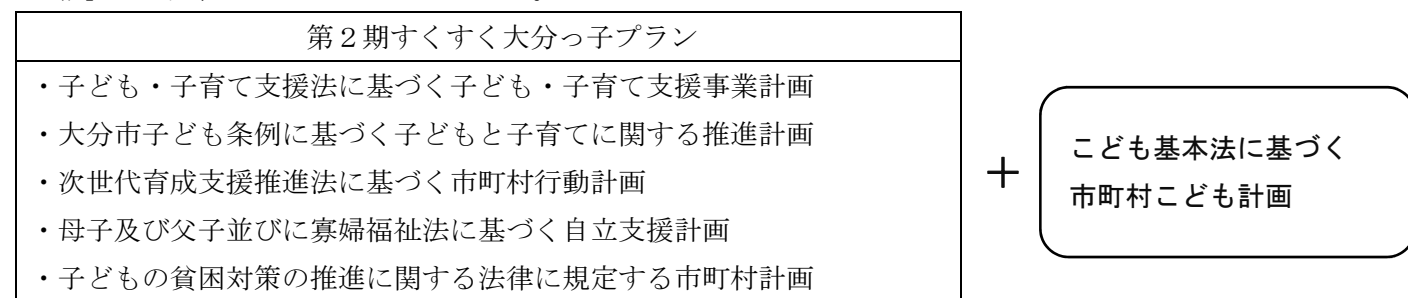
また、次世代育成支援対策推進法や子どもの貧困対策の推進に関する法律、さらには、母子及び父子並びに寡婦福祉法において策定を要するとされる事項についても盛り込んでいる。

2. こども基本法に基づくこども計画について

国は、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な法律である「こども基本法」を令和5年4月1日に施行し、この法律に基づき、新たに「こども大綱」を策定することとしている。(策定時期は年内を予定)

次期すくすく大分っ子プランについては、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針や重要事項が盛り込まれた「こども大綱」の内容を包含する市町村こども計画として策定する方向で検討しているところである。

なお、こども基本法第10条には、「市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」との規定があり、こども大綱の中には、これまで別々に策定されていた、「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることとなっている。



3. 策定に係る基本的な考え方

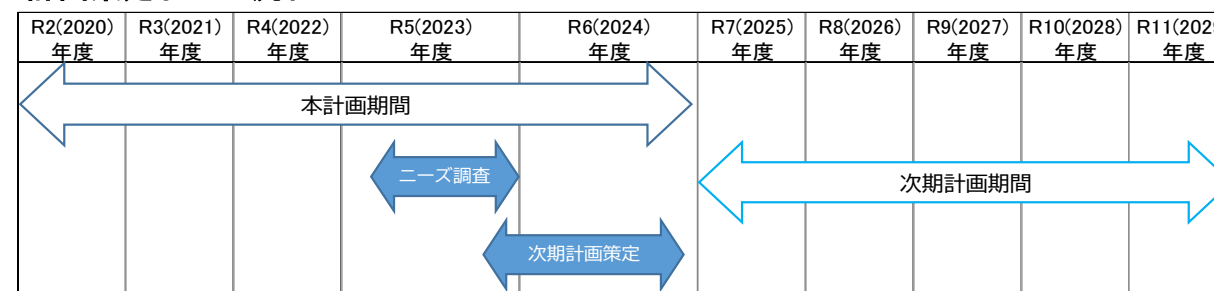
次期計画については、第1期計画の策定後10年を経過することから、計画の基本的な考え方である「めざす姿」や「基本理念」等の基本的な考え方についても、改めて見直しを含めて検討していく。

また、「めざす姿」や「基本理念」の下で取り組む主な事業や指標等については市民の子育て支援に関する意向調査を実施し、本市の現状と課題を分析・整理した上で改めて定め、2025年度から2029年度までの5年間を計画期間とした次期「すくすく大分っ子プラン」を策定する。

4. 計画期間

2025年度～2029年度（5年間）

5. 計画策定までの流れ



(1) ニーズ調査

小学校就学前の子どもがいる家庭及び小学生がいる家庭を対象にニーズ調査等を行い、子育て家庭における子育て支援の利用状況や利用希望などを把握する。なお、国の方向性が未だに示されていないことから、具体的な内容や手法については、共同調査を行う県と検討を行っているところです。

(2) 計画の策定

ニーズ調査で得られた利用希望等を考慮するほか、子どもの保護者や子ども・子育て支援に係る当事者の意見を反映するため、子ども・子育て会議（令和6年度に5回程度開催予定）において審議し、計画を策定する。

6. 計画の策定体制

市は、計画策定に当たり「大分市子ども・子育て会議」において、子どもの保護者や子ども・子育てに係る当事者等の意見を反映させながら策定する。

また、庁内検討体制として、関係部署で構成する「すくすく大分っ子プラン庁内検討委員会」及びその「作業部会」において次期「すくすく大分っ子プラン」計画案の策定作業を進める。

